



質問

総会直前に監事が不在となった場合、理事会が監査を代行することはできますか。

(相談概要)

通常総会の開催を控え、会計監査を予定していたところ、監事が突然転居し行方不明となり、監査を受けることが出来なくなっていました。やむを得ず、理事会では、理事長、副理事長、会計担当理事による監査を行いました。このような対応は適切といえますか。なお、規約はマンション標準管理規約に準拠しています。



回答

監事の役割は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を独立の立場でチェックし、理事会運営に対して、一定の牽制機能を果たすことにあります。したがって、理事会自ら監査を行うことは、監事本来の役割を代替したものとは言い難いということになります。

また、本来、監事の選任は総会決議事項ですが現実的には総会直前であることから、理事会としては臨時の措置として、例えば、組合員（前期の監事等）の中から監査をする者を選任し、その者の監査を受けて総会に臨み、総会でその経緯事情を出席組合員に説明し了承を得る等の方法を取ることもやむを得ないでしょう。

なお、理事会決議を経て、会計士・税理士等の専門家に監査を依頼することも考えられます。

本件のような不測の事態に備え、あらかじめ規約で「補欠の役員を理事会の決議で選任することができる」旨を規定することも一案です。（マンション標準管理規約第36条コメント参照）

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。